

減価償却資産の除却

□減価償却資産の除却

減価償却資産について、その資産の故障や旧式化、事業形態の変更など様々な理由によって、滅失したり、廃棄したりすることを減価償却資産の除却といいます。

除却した場合には、その時点での帳簿価額（未償却残高）を除却損として処理することになります。

この場合、除却に伴う廃材等が売却できる場合には、その金額をマイナスし、取り壊し費用が発生する場合には、その費用をプラスしたものが除却損の金額となります。

□有姿除却

本来、減価償却資産については、解撤、破碎、廃棄等をした場合に、除却として取り扱うことになります。

しかしながら、次のような資産については、たとえ解撤、破碎、廃棄等をしていない場合であっても除却として取り扱い、その資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を、除却損として損金算入することができます。

これを、減価償却資産の形がそのまま残っているため、有姿除却といいます。

① その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる資産

② 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、その製品の生産が中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことが、その後の状況等からみて明らかなもの

□有姿除却の裁判例

電力会社が、火力発電設備について、電気事業法等に基づく廃止のための手続を執った上で、有姿除却に係る除却損を計上して申告したところ、各発電設備を構成する個々の資産のすべてが固定資産としての使用価値を失ったことが客観的に明らかではなく、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないとは認められな



○二つの市にまたがっている住宅の場合、固定資産税はその面積に応じて二つの市に分けて支払います。土地も同様にきちんと分けて払います。では、住民票はどうなっているのでしょうか。これは、居間と玄関の位置が基準になります。とくに居間の位置が重要視され、居間のある側の市に登録されることが多いそうですが、市と市の話し合いで決定します。



いなどとして、損金を否定されたため、裁判で争い電力会社が勝訴した例（平成19年1月31日、東京地裁）があります。

□ソフトウェアの除却

ソフトウェアについて、物理的な除却、廃棄、消滅等がない場合であっても、次のようにそのソフトウェアを今後事業の用に供しないことが明らかな事実があるときは、除却として取り扱い、その帳簿価額を除却損として損金算入することができます。

なお、処分見込価額がある場合には、それを控除した残額が、除却損の金額となります。

① 自社利用のソフトウェアについて、そのソフトウェアによるデータ処理の対象となる業務が廃止され、そのソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合、または、ハードウェアやオペレーティングシステムの変更等によって他のソフトウェアを利用することになり、従来のソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合

② 複写して販売するための原本となるソフトウェアについて、新製品の出現、バージョンアップ等により、今後、販売を行わないことが社内稟議書、販売流通業者への通知文書等で明らかな場合